

民間建築物小田原産木材利用促進事業Q&A

1. 対象建築物

Q1-1 どのような建築物が対象となりますか。

A 木材利用のPR効果が見込まれるような、多くの市民等が利用する市内の民間建築物を対象とします。

Q1-2 多くの市民等が利用する建築物とはどのようなものですか。

A 不特定多数が利用する飲食店、小売店、病院や集会所等のほか、多くの利用者が見込まれる保育園、老人ホーム、オフィス、集合住宅の共用スペース等が該当します。個人住宅や集合住宅の一室のみは対象になりません。なお、店舗兼住宅のような建築物について、居住用途部分における木材製品への利用は助成の対象に含まれません。

Q1-3 什器のみでも対象になりますか。

A 什器のみでは対象になりません。小田原産木材を使用した建築や木質化を実施した場合に限り、小田原産木材を使用した木製什器の購入に係る経費（組立て、設置、運搬含む）を対象事業費に含めることができます。

なお、什器の割合は金額ベースで補助対象事業費全体の2分の1までとします。

Q1-4 木造化は対象になりますか。

A 柱等の構造材が見える状態で仕上げることを条件とし、クロス等で表面を覆う場合は対象になりません。

Q1-5 対象事業費の範囲はどこまでですか。

A 小田原産木材を使用した建築、木質化に係る工事費用とします（設計費は除く）。木製什器については、購入、組立て、設置等に係る費用とします。他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたものは対象になりません。

Q1-6 門、塀、ウッドデッキなど、外構部のみの木質化でも対象になりますか。

A 対象になります。

2. 申請者

Q2—1 工事を請け負う事業者が申請者となることはできますか。

- A 木造、木質化工事完了後にもPR等の協力をお願いするため、補助対象建築物の所有者、又は補助対象建築物で事業を行う方が申請をしてください。

3. 使用木材

Q3—1 使用する木材に条件はありますか。

- A 使用する木材は小田原産を条件とし、実績報告の際に、産地を証明するため、使用した木材の出荷証明書と産地証明書の提出が必要です。

Q3—2 木材使用量に条件はありますか。

- A 木材使用量についての条件はありません。ただし、小田原産木材の利用促進の観点から、小田原産木材をより多く使用する事業が望ましいと考えています。

Q3—3 木材を使用する箇所に指定はありますか。

- A 使用箇所についての指定はありません。ただし、木材の視認性の観点から、木材が目立つ形で使用されていたり、木材に触れることができるなど、人に近い位置で使用されている事業が望ましいと考えています。

なお、小田原産木材の使用箇所が家具やフローリング等の突板のみの場合は、木材使用量が少ないことから補助対象外とします。

Q3—4 小田原産木材の定義は何ですか。

- A 本事業における「小田原産木材」とは、小田原市内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品であり、製材・加工の場所は問いません。

4. 交付条件

Q4—1 小田原産木材が使用されていること等の表示はどのようにすればよいですか。

- A 当該建築物で小田原産木材が使用されていること、市の補助金の交付を受けていることを、容易に消えない方法で木質化した部分又はその周辺の視認性のよい場所に表示したり、プレートなどを同様の場所に設置してください。（参考事例をご紹介しますので、詳しくは小田原市農政課までご相談ください。）併せて、可能な範囲で、ホームページや配布物、SNS等を活用した方法でのPRを実施してください。

Q 4—2 小田原産木材が使用されていること等の表示やプレートについて、どのくらいの大きさにする必要がありますか。

A 大きさについて条件はありませんが、当該建築物の規模や利用者の動線等を考慮し、建築物の利用者に記載内容が視認できるように表示してください。

5. 手続き

Q 5—1 申請手続きはどのようにすればよいですか。

A 事前相談をしたうえで、5月7日（火）以降に交付申請をしてください（事前相談は5月7日（火）より前でも可）。事業内容が適当と認められる場合、市から交付決定をしますので、その後、事業に着手してください。補助対象外部分については先に着手しても構いません。

申込先着順で、予算に達し次第、受付を終了します。

また、対象工事は年度内に完了する必要があることから、交付申請期限は2月28日（金）までとなります。

Q 5—2 事前相談の際に必要な書類はありますか。

A 特段決まった書類はありませんが、事業の内容が説明できるような資料をお持ちください。

6. 財産処分

Q 6—1 財産処分及び転用制限期間に店を閉めることになった場合や、内装の再改修を行うこととなった場合、補助金を返還する必要がありますか。

A 小田原市補助金の交付等に関する規則第18条に、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」という記載がありますが、これは補助目的の達成を担保するための規定です。民間建築物に対する補助である以上、経営上の判断から店舗の存続が難しくなるケースや、顧客確保のための改修が必要になるケースも十分想定されます。本補助の目的は木材利用促進のPRですから、これまでのPR効果などを総合的に勘案し、返還の要否・金額を決めるので、必ずしも返還を求めるわけではありません。

その他に本事業に係る質問がございましたら、小田原市農政課（33-1491）までご連絡ください。